

2019年6月10日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号
株 式 会 社 ゴ ル フ ・ ド ウ
代 表 取 締 役 社 長 伊 東 龍 也

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後6時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ラフレさいたま 4F 櫛（けやき）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第32期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査
等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 当社及び当社子会社の従業員に対して特に有利な条件により
ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以上

~~~~~

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、受付開始は午前9時30分を予定しております。

※ 当日は、些少なからずお土産を本株主総会閉会後にご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様につき1点とさせていただきます。

※ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.golfdco.co.jp/>）に掲載いたします。

※ 本総会の結果につきましては、決議通知の発送に代えてインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.golfdco.co.jp/>）に掲載いたします。

## (提供書面)

# 事業報告

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## I. 企業集団の現況

### 1. 当事業年度の事業の状況

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、主に自然災害の影響による景気の停滞が懸念されましたが、堅調な企業収益を背景に雇用環境の改善や設備投資の増加などにより景気は底堅く推移しております。しかしながら国内経済においては依然と個人消費が力強さに欠け、海外経済においては緩やかな拡大基調が続くも、貿易摩擦や地政学的問題などの下押し要因が増えたことによる景気の減速リスクが強まっており、国内経済への影響懸念も増しております。

リユース市場におきましては、Eコマース主導による市場の拡大基調が続いている反面、実店舗間やEコマース間の競争のみならず、販売チャネルを超えた競争が激化しております。

ゴルフ用品市場におきましては、Eコマースの存在感がより増してきており、販売チャネルを超えた競争にも拍車がかかっております。また、主に夏から初秋にかけての猛暑、豪雨、台風、地震など自然による影響により消費需要が低下し、市場の低迷が続いたものと推測しており、気候変動による影響が無視できないものになってきております。なお、株式会社矢野経済研究所「Y P S ゴルフデータ」によりますと、2018年4月～2019年3月の新品クラブの販売は、プロパー品（新製品及び現行品）が好調に推移しましたが、数量ベース及び金額ベースともにパター以外は前年実績を下回り、ボールなど用品類も数量ベース及び金額ベースともに前年実績を下回っております。

ゴルフ場及び練習場におきましては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によりますと、冬季（2018年12月～2019年3月）の利用者数が、ゴルフ場で前年同月比12月98.4%、1月116.4%、2月109.8%、3月105.8%、練習場で同12月100.8%、1月104.4%、2月106.0%、3月102.1%となりました。暖冬によりゴルフ場、練習場ともにプレー環境に恵まれ、ゴルファーの「コート消費」の活性化につながったものと推測されます。また、2018年4月～2019年3月の合計は、ゴルフ場が前年比97.1%、練習場が同97.6%と5月から9月の落ち込みが影響しております。

(注) 経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」は3月のみ速報値を使用しております。

このような経営環境のなか、当連結会計年度は祖業であるゴルフ関連事業に集中するため、当社グループでウェルネス事業を担っておりました子会社を2018年3月31日付で譲渡し、一刻も早い業績回復を図るべく努めております。

直営事業におきましては、過去最高人数となる新卒採用により、かねてから懸案事項である人員不足が改善に向かっております。「ゴルフ・ドゥ！」店舗に関しましては、2018年10月に「成田美郷台店」（千葉県成田市）を出店し、2019年2月に「吹上店」（埼玉県鴻巣市）をのれん分けによりフランチャイズ店へ転換しました。なお、直営店の2019年3月31日現在の店舗数は19店舗で、当連結会計年度の売上高は全店ベースで前連結会計年度比4.3%減、既存店ベースで同2.1%減となりました。

フランチャイズ事業におきましては、「ゴルフ・ドゥ！」チェーンの拡大を図ることを目的に、「ゴルフ・ドゥ！」の新規加盟店を開発すべくフランチャイズ本部の人員を増やし同本部体制の強化に努めております。さらには「西日本営業所」（兵庫県神戸市）を開設し、「ゴルフ・ドゥ！」チェーンが手薄である関西エリアの強化を進めております。「ゴルフ・ドゥ！」店舗に関しましては、2018年4月に「ゴルフレンジアミーゴ福島成川店」（福島県福島市）、「アコーディア・ガーデン東京ベイ店」（東京都大田区）、「座間店」（神奈川県座間市）、5月に「菊陽バイパス店」（熊本県菊池郡）、7月に「いわき店」（福島県いわき市）、11月に「西尾店」（愛知県西尾市）を出店し、10月に「高知店」（高知県高知市）が同一市内に店舗名を変更し移転しております。なお、当連結会計年度のフランチャイズ店の出店などは、新規6店舗、移転1店舗、直営店からの転換1店舗となり、2019年3月31日現在の店舗数は60店舗で、当連結会計年度の売上高は全店ベースで前連結会計年度比2.3%減、既存店ベースで同5.5%減となりました。また、「ゴルフ・ドゥ！」直営店とフランチャイズ店の合計は79店舗で、当連結会計年度の売上高は全店ベースで前連結会計年度比3.1%減、既存店ベースで同4.2%減となりました。

営業販売事業におきましては、主にUS直輸入品にヒット商品が生まれなかったことや、USドル為替レートが円安傾向であったことにより、米国子会社による輸出及び国内卸営業は一年を通して厳しい状況が続きました。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高48億89百万円（前連結会計年度は売上高54億78百万円）、営業損失24百万円（前連結会計年度は営業利益51百万円）、経常損失22百万円（前連結会計年度は経常利益49百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失22百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1億82百万円）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、ウェルネス事業を担っておりました子会社である株式会社ナインルーツを2018年3月31日付で譲渡しましたため、当連結会計年度におけるウェルネス事業の実績はございません。

直営事業におきましては、売上高32億81百万円（前連結会計年度比4.3%減）、セグメント利益19百万円（同85.5%減）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、売上高4億74百万円（前連結会計年度比11.1%増）、セグメント利益1億49百万円（同10.2%減）となりました。

営業販売事業におきましては、売上高11億33百万円（前連結会計年度比26.0%減）、セグメント利益56百万円（同42.3%減）となりました。

当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきますと存じます。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、直営店舗の内外装・設備工事、社内OA機器取得、新規システム開発などにより総額37百万円の設備投資を実行いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金2億円、短期借入金1億50百万円の調達を行いました。なお、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、株式会社埼玉りそな銀行と総額5億円のコミットメントライン契約を締結しております。また、2018年11月に社債を発行し、1億円の資金調達を行いました。その他増資等による資金調達はありません。

(注)コミットメントライン契約は、2019年5月15日付でリファイナンス（借換）のため解約しております。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と同社の100%連結子会社である株式会社Open Upは、2018年5月1日を効力発生日として、スクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 29 期<br>( 2015年4月～<br>2016年3月 ) | 第 30 期<br>( 2016年4月～<br>2017年3月 ) | 第 31 期<br>( 2017年4月～<br>2018年3月 ) | 第 32 期<br>(当事業年度)<br>( 2018年4月～<br>2019年3月 ) |
|--------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 4,455,541                         | 4,969,203                         | 5,478,102                         | 4,889,111                                    |
| 経 常 利 益 (千円)             | 71,402                            | 103,820                           | 49,727                            | △22,079                                      |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 72,773                            | 81,020                            | △182,868                          | △22,211                                      |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 58.35                             | 31.89                             | △72.93                            | △9.10                                        |
| 総 資 産 (千円)               | 2,473,795                         | 2,564,420                         | 2,732,555                         | 2,554,404                                    |
| 純 資 産 (千円)               | 548,011                           | 630,997                           | 344,112                           | 324,181                                      |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 431.40                            | 248.36                            | 140.95                            | 132.78                                       |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2016年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。当該株式分割については、第30期連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 記載金額頭部の△は損失を示しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度より適用しており、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 29 期<br>( 2015年4月～<br>2016年3月 ) | 第 30 期<br>( 2016年4月～<br>2017年3月 ) | 第 31 期<br>( 2017年4月～<br>2018年3月 ) | 第 32 期<br>( 当事業年度 )<br>( 2018年4月～<br>2019年3月 ) |
|----------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 3,626,790                         | 3,812,052                         | 3,832,083                         | 3,699,417                                      |
| 経 常 利 益 (千円)   | 61,166                            | 50,947                            | 56,255                            | △61,321                                        |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 38,177                            | 29,094                            | △256,456                          | △46,850                                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 30.61                             | 11.45                             | △102.28                           | △19.19                                         |
| 総 資 産 (千円)     | 2,510,259                         | 2,530,628                         | 2,591,550                         | 2,401,324                                      |
| 純 資 産 (千円)     | 644,420                           | 673,515                           | 318,850                           | 272,154                                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 507.29                            | 265.10                            | 130.60                            | 111.47                                         |

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2016年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。当該株式分割については、第30期事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 記載金額頭部の△は損失を示しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度より適用しており、前事業年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                  | 資 本 金           | 当社の<br>議決権比率   | 主 要 な 事 業 内 容  |
|------------------------|-----------------|----------------|----------------|
| スクエアツウ・ジャパン株式会社        | 千円<br>10,000    | 100%           | ゴルフ用品の小売及び卸売事業 |
| 株式会社C S I サポート         | 千円<br>9,000     | 100%           | 広告代理店事業        |
| The Golf Exchange Inc. | US\$<br>400,000 | 100%<br>(100%) | ゴルフ用品の小売及び卸売事業 |

- (注) 1. 当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と同社の100%連結子会社である株式会社Open Upは、2018年5月1日付でスクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。
2. 議決権比率欄の( )内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しております。

#### 4. 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境といたしまして、ゴルフ用品市場におきましては、高齢化や人口減少による市場の縮小、Eコマースの拡大を主とする販売チャネルの多様化に伴う競争の過熱などの影響がさらに増してくるものと推測されます。リユース市場におきましては、Eコマース主導による市場の拡大基調が続く反面、実店舗間やEコマース間の競争のみならず、販売チャネルを超えた競争激化が続くものと推測されます。

以上のことを踏まえ当社グループにおきましては、業績回復と今後の発展のために、「オムニチャネル戦略」、「進化形直営店の開発」及び「新規事業の積極的展開」の3つの成長戦略を推進してまいります。

「オムニチャネル戦略」におきましては、「ゴルフ・ドゥ！」店舗とECサイト（「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」）の顧客ロイヤリティ向上を目的に、ECサイトの再構築や「ゴルフ・ドゥ！」店舗とECサイトの顧客情報の統合などによる顧客利便性の徹底追求、統合データベース情報の最大限活用による効果的なプロモーションの実現、新たなサービスの開発を目指してまいります。

「進化形直営店の開発」におきましては、店舗の収益性向上を目的に、現在「ゴルフ・ドゥ！」の主力フォーマットであります150坪店舗をさらに強化大型化（進化形直営店）し、収益性を一段高めた店舗の展開を目指してまいります。

「新規事業の積極的展開」におきましては、ゴルフ用品関連への事業集中によるリスクの軽減を目的に、2019年4月に展開をスタートしましたアパレル事業の「シューラルー」の安定的な運営と多店舗化によるスケールメリットの享受、M&Aの活用による新規事業の展開を目指してまいります。

3つの成長戦略以外での、事業別の対処すべき課題は次のとおりです。

直営事業におきましては、新規店舗、既存店舗を問わず店舗のクオリティ向上のため、目標とする人員数確保に向けた採用活動及び人材育成プランによる教育を進めてまいります。

フランチャイズ事業におきましては、「ゴルフ・ドゥ！」チェーン発展のため、フランチャイズ本部機能の強化及びフランチャイズ加盟店への方針の徹底、フランチャイズ加盟店ニーズに対する柔軟かつ迅速な対応を進めてまいります。また、新規加盟店開発は特に「ゴルフ・ドゥ！」未出店地域に力を入れ進めてまいります。

営業販売におきましては、為替レート変動による影響低減のため、新規卸先の開拓による仕入れのスケールメリットの享受及び新たなサービスの開発を進めてまいります。

## 5. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

| 事業区分      | 事業内容                                                                         |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 直営事業      | 中古ゴルフクラブの販売、買取りを中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドゥ！」の直営店舗運営及びECサイト「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」の運営 |
| フランチャイズ事業 | 中古ゴルフクラブの販売、買取りを中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドゥ！」のフランチャイズチェーン本部運営                    |
| 営業販売事業    | ゴルフ用品の卸売                                                                     |

(注) 第33期(2020年3月期)よりアパレル事業をセグメントに追加いたします。事業内容は、株式会社ワールドフランチャイズシステムズがフランチャイズ本部運営を行う「シューラー」のフランチャイズ加盟による店舗運営であります。

## 6. 主要な事業所及び店舗（2019年3月31日現在）

### (1) 当社

| 名 称                    | 所 在 地                   |
|------------------------|-------------------------|
| 本社                     | 埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番1号   |
| ゴルフ・ドゥ！草加店             | 埼玉県草加市北谷一丁目27番21号       |
| ゴルフ・ドゥ！北浦和店            | 埼玉県さいたま市浦和区領家四丁目1番2号    |
| ゴルフ・ドゥ！多摩ニュータウン店       | 東京都八王子市松木33番13          |
| ゴルフ・ドゥ！深谷店             | 埼玉県深谷市国济寺町26番6          |
| ゴルフ・ドゥ！花小金井店           | 東京都小平市花小金井三丁目18番2号      |
| ゴルフ・ドゥ！川越店             | 埼玉県川越市山田1652番1          |
| ゴルフ・ドゥ！水戸店             | 茨城県水戸市笠原町1194番8         |
| ゴルフ・ドゥ！大宮丸ヶ崎店          | 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番    |
| ゴルフ・ドゥ！武蔵村山店           | 東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目3番        |
| ゴルフ・ドゥ！新大宮バイパス浦和店      | 埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番1号    |
| ゴルフ・ドゥ！GLOBO蘇我店        | 千葉県千葉市中央区川崎町1番34号       |
| ゴルフ・ドゥ！柏店              | 千葉県柏市若柴2番1号             |
| ゴルフ・ドゥ！横浜町田インター店       | 東京都町田市鶴間一丁目1番地38        |
| ゴルフ・ドゥ！環七練馬店           | 東京都練馬区豊玉南二丁目16番3の2      |
| ゴルフ・ドゥ！宇都宮鶴田店          | 栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番1   |
| ゴルフ・ドゥ！スタジオ田無ファミリーランド店 | 東京都西東京市芝久保町五丁目8番2号      |
| ゴルフ・ドゥ！厚木店             | 神奈川県厚木市林五丁目7番2号         |
| ゴルフ・ドゥ！太田店             | 群馬県太田市西矢島町622番地1        |
| ゴルフ・ドゥ！成田美郷台店          | 千葉県成田市美郷台一丁目19番地1       |
| ゴルフ・ドゥ！買取センター          | 埼玉県草加市北谷一丁目26番37号       |
| 西日本営業所                 | 兵庫県神戸市北区上津台九丁目3番1       |
| 物流センター                 | 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番14号 |

(注) 2018年10月27日付でゴルフ・ドゥ！成田美郷台店を出店、2019年2月1日付でゴルフ・ドゥ！吹上店をフランチャイズ店に転換及び西日本営業所を開設いたしました。

## (2) 子会社

|    |                        |              |
|----|------------------------|--------------|
| 国内 | スクエアツウ・ジャパン株式会社        | (埼玉県さいたま市)   |
| 国内 | 株式会社C S I サポート         | (埼玉県さいたま市)   |
| 海外 | The Golf Exchange Inc. | (米国カリフォルニア州) |

(注) 当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と同社の100%連結子会社である株式会社Open Upは、2018年5月1日付でスクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

## 7. 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 116名 | 11名増      | 34.9歳 | 7年     |

(注) 1. 臨時使用人は含んでおりません。  
2. 平均年齢及び平均勤続年数は小数点第2位を切り捨て小数点第1位まで表示しております。

## 8. 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

単位：百万円

| 借入先         | 借入額 |
|-------------|-----|
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 852 |
| 株式会社足利銀行    | 153 |
| 株式会社みずほ銀行   | 100 |
| 株式会社武蔵野銀行   | 100 |
| 株式会社大東銀行    | 70  |
| 株式会社常陽銀行    | 48  |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 20  |
| 飯能信用金庫      | 18  |

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、財務制限条項を付した借入極度額500百万円のコミットメントライン契約を株式会社埼玉りそな銀行と締結し、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は500百万円でありました。しかしながら、当連結会計年度において経常損益に関する財務制限条項に抵触しましたため、2019年5月15日付で財務制限条項の解消を目的としたリファイナンス(借換)による期限前弁済を実行し、当該契約を解約、また財務制限条項抵触の状況を解消しております。

## 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社Open Upについて

2018年2月23日付で当社が保有する株式会社Open Upの全株式（51%）と、株式会社CURUCURUが保有する全株式（49%）を、当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社へそれぞれ譲渡しております。また、2018年5月1日付でスクエアツウ・ジャパン株式会社と株式会社Open Upは、スクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

## Ⅱ. 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,800,000株
- (2) 発行済株式総数 2,540,642株
- (3) 株主数 4,584名
- (4) 大株主(上位10名)

| 株主名      | 持株数<br>(株) | 持株比率<br>(%) |
|----------|------------|-------------|
| 松田芳久     | 836,400    | 34.26       |
| 佐藤智之     | 170,500    | 6.98        |
| 伊東龍也     | 135,000    | 5.53        |
| 楠木哲也     | 127,000    | 5.20        |
| 佐藤弘子     | 61,300     | 2.51        |
| 山崎 允     | 29,500     | 1.21        |
| 若杉精三郎    | 27,000     | 1.11        |
| フオーク株式会社 | 26,400     | 1.08        |
| 今井みき     | 26,000     | 1.06        |
| 上遠野俊一    | 22,500     | 0.92        |

- (注) 1. 当社は自己株式を99,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外して  
おります。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2019年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権

(第5回新株予約権)

#### ●新株予約権の数

992個 (当社役員として652個)

#### ●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 99,200株 (新株予約権1個につき100株)

#### ●新株予約権の払込金額

1個当たり 155円

#### ●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 33,900円 (1株当たり 339円)

#### ●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

自己株式を充当するため、増加する資本金及び資本準備金はありません。

#### ●新株予約権を行使することができる期間

2021年7月1日から2023年6月30日まで

#### ●新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2020年3月期及び2021年3月期の各連結会計年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が320百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人又は社外協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社役員及び割当てを受ける者の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数              |
|-------------------|---------|-----------|-------------------|
| 取締役<br>(監査等委員を除く) | 592個    | 59,200株   | 3名                |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 60個     | 6,000株    | 3名<br>(社外取締役2名含む) |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2019年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権  
(第5回新株予約権)

●新株予約権の数

992個 (当社使用人等として340個)

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 99,200株 (新株予約権1個につき100株)

●新株予約権の払込金額

1個当たり 155円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 33,900円 (1株当たり 339円)

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

自己株式を充当するため、増加する資本金及び資本準備金はありません。

●新株予約権を行使することができる期間

2021年7月1日から2023年6月30日まで

●新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、2020年3月期及び2021年3月期の各連結会計年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が320百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人又は社外協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

●当社使用人等への交付状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 交付者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 当 社 使 用 人     | 280個    | 28,000株   | 6名   |
| 子 会 社 の 取 締 役 | 30個     | 3,000株    | 1名   |
| 社 外 協 力 者     | 30個     | 3,000株    | 1名   |

### 3. 会社役員 の 状 況

#### (1) 取締役 の 状 況 (2019年 3月31日 現在)

| 地 位              | 氏 名     | 担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                      |
|------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 伊 東 龍 也 | スクエアツウ・ジャパン株式会社 代表取締役社長<br>株式会社CSIサポート 代表取締役社長<br>The Golf Exchange Inc. 取締役 |
| 取締役会長            | 松 田 芳 久 | 株式会社ボックスグループ 代表取締役<br>株式会社サワン 代表取締役<br>スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役                   |
| 取 締 役            | 佐久間 功   | 直営事業本部長<br>スクエアツウ・ジャパン株式会社 取締役                                               |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 小 澤 幸 乃 |                                                                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 志 村 孝 典 |                                                                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 安 野 憲 起 | 司法書士まめの木事務所 代表                                                               |

- (注) 1. 監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査等委員である取締役 安野憲起氏は、司法書士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に則り、監査等委員会に適宜必要な報告を行い、また監査等委員会が内部監査室と十分な連携を図ることなどにより、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と同社の100%連結子会社であり、伊東龍也氏が代表取締役社長を務めていた株式会社Open Upは、2018年5月1日付でスクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

## (2) 社外役員に関する事項

### ① 事業年度中の取締役会及び監査等委員会への出席状況

| 区 分                 | 取締役会（17回開催） |       | 監査等委員会（5回開催） |      |
|---------------------|-------------|-------|--------------|------|
|                     | 出席回数        | 出席率   | 出席回数         | 出席率  |
| 取締役 志村孝典<br>（監査等委員） | 16回         | 94.1% | 5回           | 100% |
| 取締役 安野憲起<br>（監査等委員） | 16回         | 94.1% | 5回           | 100% |

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

### ② 取締役会及び監査等委員会での発言状況

監査等委員である取締役 志村孝典氏は、企業会計監査に関する豊富な経験より、監査等委員である取締役 安野憲起氏は、企業法務に関する豊富な経験と専門的見地より、経営陣から独立した視点で経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

### ③ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役 安野憲起氏は、司法書士まめの木事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## (3) 取締役、監査等委員の報酬等の総額

| 区 分               | 員 数 | 報酬等の額    | 摘 要                 |
|-------------------|-----|----------|---------------------|
| 取締役<br>（監査等委員を除く） | 3名  | 40,800千円 |                     |
| 取締役<br>（監査等委員）    | 3名  | 2,400千円  | （うち社外取締役2名 1,200千円） |
| 合 計               | 6名  | 43,200千円 |                     |

## (4) 責任限定契約の内容の概要

当社の監査等委員である取締役 小澤幸乃氏、志村孝典氏及び安野憲起氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名 称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

|                                       | 報酬等の額    |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                | 23,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### 内部統制システム構築の基本方針

(2016年5月16日改定)

#### (1) 当社並びに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。
- ② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。
- ③ 当社並びに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
- ④ 当社は内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」並びに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度並びに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。
- ⑤ 当社並びに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。
- ⑥ 当社並びに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
- ⑦ 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

**(2) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ① 当社並びに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。
- ② 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

**(3) 当社並びに当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社並びに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定に当たり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。
- ③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。
- ④ 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

**(4) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。
- ② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。
- ③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

**(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制**

当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

**(6) 当社並びに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。
- ② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。
- ③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。
- ④ 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

**(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

**(8) 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項**

前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

**(9) 当社の監査等委員会の当基本方針第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

**(10) その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 当社並びに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制  
取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。

- ② 当社並びに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制  
取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会に対して直接通報を行うことができる体制としてヘルプラインを設ける。

**(11) 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

**(12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**(13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。
- ② 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。
- ③ 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることで、及び重要情報を入手できることを保証する。

#### (14) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。
- ② グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。
- ③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者又は関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。
- ④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

#### (15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当グループ各社の内部統制システムの整備及び運用状況を内部監査部門が確認調査しております。確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い適切な内部統制システムの運用に努めております。

コンプライアンスにおいては、会社理念、経営方針、行動規範・指針の認識統一を図っております。なお、法令違反や不正行為の未然防止、早期発見を図るため、経営管理本部長及び監査等委員である社外取締役を窓口とした内部通報制度「ヘルプライン」を整備しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                |                  |
|--------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>1,903,503</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,581,318</b> |
| 現金及び預金             | 500,515          | 買掛金                    | 292,515          |
| 売掛金                | 304,427          | 短期借入金                  | 800,000          |
| 商 品                | 1,032,097        | 1年内償還予定の社債             | 20,000           |
| 前払費用               | 33,369           | 1年内返済予定の長期借入金          | 220,360          |
| 短期貸付金              | 38,795           | 未払法人税等                 | 6,213            |
| その他                | 26,428           | 賞与引当金                  | 18,781           |
| 貸倒引当金              | △32,130          | ポイント引当金                | 35,022           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>649,013</b>   | 株主優待引当金                | 12,669           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>241,760</b>   | その他                    | 175,757          |
| 建物及び構築物            | 199,262          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>648,905</b>   |
| 工具器具備品             | 41,759           | 社 債                    | 80,000           |
| 建設仮勘定              | 737              | 長期借入金                  | 342,226          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>30,258</b>    | 退職給付に係る負債              | 123,262          |
| ソフトウェア             | 28,634           | 資産除去債務                 | 46,255           |
| その他                | 1,623            | その他                    | 57,161           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>376,994</b>   | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,230,223</b> |
| 投資有価証券             | 19,000           | 純 資 産 の 部              |                  |
| 長期貸付金              | 293,119          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>285,830</b>   |
| 破産更生債権等            | 2,167            | 資 本 金                  | 506,120          |
| 長期前払費用             | 24,209           | 資 本 剩 余 金              | 159,523          |
| 敷金及び保証金            | 160,987          | 利 益 剩 余 金              | △281,605         |
| 建設協力金              | 76,158           | 自 己 株 式                | △98,208          |
| 繰延税金資産             | 30,401           | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>38,196</b>    |
| 貸倒引当金              | △229,048         | 其他有価証券評価差額金            | 1,746            |
| <b>繰 延 資 産</b>     | <b>1,887</b>     | 為替換算調整勘定               | 36,450           |
| 社債発行費              | 1,887            | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>153</b>       |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>2,554,404</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>324,181</b>   |
|                    |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,554,404</b> |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                           | 金      | 額         |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 4,889,111 |
| 売 上 原 価                       |        | 3,219,742 |
| 売 上 総 利 益                     |        | 1,669,368 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 1,694,345 |
| 営 業 損 失                       |        | 24,977    |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金             | 8,284  |           |
| 受 取 手 数 料                     | 5,764  |           |
| 為 替 差 益                       | 961    |           |
| そ の 他                         | 707    | 15,718    |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 8,574  |           |
| 固 定 資 産 除 却 損                 | 1,116  |           |
| 減 価 償 却 費                     | 2,404  |           |
| そ の 他                         | 727    | 12,821    |
| 経 常 損 失                       |        | 22,079    |
| 特 別 利 益                       |        |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額               | 9,371  | 9,371     |
| 特 別 損 失                       |        |           |
| 減 損 損 失                       | 3,606  | 3,606     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失         |        | 16,314    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 8,711  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | △2,813 | 5,897     |
| 当 期 純 損 失                     |        | 22,211    |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 |        | 22,211    |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |          |         |         |
|-------------------------------|---------|---------|----------|---------|---------|
|                               | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利益剰余金    | 自 己 株 式 | 株主資本合計  |
| 2018年4月1日残高                   | 506,120 | 159,523 | △259,394 | △98,208 | 308,042 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |          |         |         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失           |         |         | △22,211  |         | △22,211 |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |         |          |         |         |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -       | -       | △22,211  | -       | △22,211 |
| 2019年3月31日残高                  | 506,120 | 159,523 | △281,605 | △98,208 | 285,830 |

|                               | その他の包括利益累計額      |          |                   | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-------------------------------|------------------|----------|-------------------|-------|---------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算調整勘定 | その他の包括利益<br>累計額合計 |       |         |
| 2018年4月1日残高                   | 5,719            | 30,350   | 36,070            | -     | 344,112 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |          |                   |       |         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失           |                  |          |                   |       | △22,211 |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | △3,973           | 6,100    | 2,126             | 153   | 2,280   |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | △3,973           | 6,100    | 2,126             | 153   | △19,930 |
| 2019年3月31日残高                  | 1,746            | 36,450   | 38,196            | 153   | 324,181 |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

|             |                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 3社                                                          |
| 主要な連結子会社の名称 | スクエアツウ・ジャパン株式会社<br>The Golf Exchange Inc.<br>株式会社C S I サポート |

当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と同社の100%連結子会社である株式会社Open Upは、2018年5月1日付けでスクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 商品

ゴルフクラブ(中古)……………個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を採用しております。

ゴルフクラブ(中古)以外……………総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

## ② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

|         |        |
|---------|--------|
| 建物及び構築物 | 8年～34年 |
| 工具器具備品  | 2年～15年 |

ロ. 無形固定資産

ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用……………均等償却しております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ハ. ポイント引当金……………ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の連結会計年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

ニ. 株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

## ④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法……………社債発行費

社債償還期間（5年）にわたり均等償却しております。

ロ. 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。

ハ. 連結納税制度の適用……………連結納税制度を適用しております。

ニ. 退職給付に係る会計処理の方法……………当社は退職給付型の退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。一部の連結子会社については退職給付型の退職一時金制度又は確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## 2. 会計方針の変更等

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 491,843千円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 2,540,642株

#### 6. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、需要の範囲で行うこととしております。

##### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売上債権である売掛金は、営業販売先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

仕入債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払い期日であります。

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金及び社債は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年以内であります。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、貸付先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2019年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時価（注1）   | 差額（注1） |
|--------------|------------|----------|--------|
| ① 現金及び預金     | 500,515    | 500,515  | －      |
| ② 売掛金        | 304,427    | 304,427  | －      |
| 貸倒引当金※1      | △619       | △619     | －      |
| 差引           | 303,807    | 303,807  | －      |
| ③ 短期貸付金      | 427        | 427      | －      |
| 貸倒引当金※1      | △427       | △427     | －      |
| 差引           | －          | －        | －      |
| ④ 投資有価証券     | 19,000     | 19,000   | －      |
| ⑤ 長期貸付金※2    | 331,486    | 330,989  | △497   |
| 貸倒引当金        | △257,964   | △257,964 | －      |
| 差引           | 73,522     | 73,025   | △497   |
| ⑥ 破産更生債権等    | 2,167      | 2,167    | －      |
| 貸倒引当金        | △2,167     | △2,167   | －      |
| 差引           | －          | －        | －      |
| ⑦ 敷金及び保証金    | 160,987    | 160,754  | △232   |
| ⑧ 建設協力金      | 76,158     | 82,458   | 6,300  |
| ⑨ 買掛金※3      | △292,515   | △292,515 | －      |
| ⑩ 短期借入金※3    | △800,000   | △800,000 | －      |
| ⑪ 未払法人税等※3   | △6,213     | △6,213   | －      |
| ⑫ 長期借入金※3、※4 | △562,586   | △557,205 | △5,380 |
| ⑬ 社債※3、※5    | △100,000   | △100,408 | 408    |

※1 売掛金及び短期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年以内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

※3 負債に計上されているものについては、△で表示しております。

※4 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

※5 1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②売掛金、③短期貸付金

売掛金及び短期貸付金については、貸倒実績率により回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

④投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑤長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑦敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

⑧建設協力金

建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

⑨買掛金、⑩短期借入金、⑪未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑫長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑬社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」に含めておりません。

**7. 1株当たり情報に関する注記**

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 132円78銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 9円10銭   |

**8. 重要な後発事象に関する注記**

当社グループが取引金融機関との間で締結している借入契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当連結会計年度末において、経常損益に関する財務制限条項に抵触しております。

しかしながら、2019年5月15日付で財務制限条項の解消を目的としたリファイナンス(借換)による期限前弁済を実行したことから、当該状況はすべて解消しております。

**9. その他の注記**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部                |                  |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>1,559,634</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,481,783</b> |
| 現金及び預金               | 446,763          | 買掛金                    | 213,896          |
| 売掛金                  | 143,669          | 短期借入金                  | 800,000          |
| 商品                   | 863,939          | 1年内償還予定の社債             | 20,000           |
| 貯蔵品                  | 80               | 1年内返済予定の長期借入金          | 220,360          |
| 前払費用                 | 29,071           | 未払金                    | 54,260           |
| 短期貸付金                | 55,795           | 未払費用                   | 62,686           |
| 未収入金                 | 38,210           | 未払法人税等                 | 6,128            |
| その他                  | 13,613           | 賞与引当金                  | 14,281           |
| 貸倒引当金                | △31,511          | ポイント引当金                | 34,652           |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>839,802</b>   | 株主優待引当金                | 12,669           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>238,487</b>   | その他                    | 42,849           |
| 建物                   | 188,324          | <b>固 定 負 債</b>         | <b>647,386</b>   |
| 構築物                  | 8,759            | 社債                     | 80,000           |
| 工具器具備品               | 40,669           | 長期借入金                  | 342,226          |
| 建設仮勘定                | 734              | 退職給付引当金                | 123,014          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>29,558</b>    | 資産除去債務                 | 43,985           |
| ソフトウェア               | 28,634           | 預り保証金                  | 46,300           |
| 電話加入権                | 923              | 長期未払金                  | 11,861           |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>571,756</b>   | <b>負 債 合 計</b>         | <b>2,129,170</b> |
| 投資有価証券               | 0                | <b>純 資 産 の 部</b>       |                  |
| 関係会社株式               | 214,856          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>272,000</b>   |
| 長期貸付金                | 326,119          | 資本金                    | 506,120          |
| 長期前払費用               | 24,209           | 資本剰余金                  | 159,523          |
| 敷金及び保証金              | 158,504          | その他資本剰余金               | 159,523          |
| 建設協力金                | 76,158           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>△295,435</b>  |
| 繰延税金資産               | 27,789           | その他利益剰余金               | △295,435         |
| 貸倒引当金                | △255,880         | 繰越利益剰余金                | △295,435         |
| <b>繰 延 資 産</b>       | <b>1,887</b>     | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△98,208</b>   |
| 社債発行費                | 1,887            | 新株予約権                  | 153              |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>2,401,324</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>272,154</b>   |
|                      |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>2,401,324</b> |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売 上 高           |         | 3,699,417 |
| 売 上 原 価         |         | 2,252,375 |
| 売 上 総 利 益       |         | 1,447,041 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,537,612 |
| 営 業 損 失         |         | 90,571    |
| 営 業 外 収 益       |         |           |
| 受取利息及び配当金       | 9,101   |           |
| 受取手数料           | 30,391  |           |
| 貸倒引当金戻入額        | 1,000   |           |
| そ の 他           | 393     | 40,887    |
| 営 業 外 費 用       |         |           |
| 支 払 利 息         | 8,477   |           |
| 固定資産除却損         | 56      |           |
| 減 価 償 却 費       | 2,404   |           |
| そ の 他           | 698     | 11,637    |
| 経 常 損 失         |         | 61,321    |
| 特 別 利 益         |         |           |
| 貸倒引当金戻入額        | 9,371   | 9,371     |
| 特 別 損 失         |         |           |
| 減 損 損 失         | 3,606   | 3,606     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 |         | 55,555    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,944   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △10,649 | △8,705    |
| 当 期 純 損 失       |         | 46,850    |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |                    |                                        |         |                |
|-----------------------------|---------|--------------------|----------------------------------------|---------|----------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金              | 利益剰余金                                  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計<br>合 |
|                             |         | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | そ の 他<br>利 益 剰 余 金<br>繰 越<br>利 益 剰 余 金 |         |                |
| 2018年4月1日残高                 | 506,120 | 159,523            | △248,585                               | △98,208 | 318,850        |
| 事業年度中の変動額                   |         |                    |                                        |         |                |
| 当期純損失                       |         |                    | △46,850                                |         | △46,850        |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |         |                    |                                        |         |                |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —                  | △46,850                                | —       | △46,850        |
| 2019年3月31日残高                | 506,120 | 159,523            | △295,435                               | △98,208 | 272,000        |

|                             | 新株予約権 | 純資産合計   |
|-----------------------------|-------|---------|
| 2018年4月1日残高                 | —     | 318,850 |
| 事業年度中の変動額                   |       |         |
| 当期純損失                       |       | △46,850 |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | 153   | 153     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 153   | △46,696 |
| 2019年3月31日残高                | 153   | 272,154 |

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### ②その他有価証券

時価のないもの……………移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 ① ゴルフクラブ（中古）……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② ゴルフクラブ（中古）以外……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |        |
|--------|--------|
| 建物     | 8～34年  |
| 構築物    | 10～20年 |
| 工具器具備品 | 2～15年  |

#### ②無形固定資産……………ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③長期前払費用……………均等償却しております。

#### (4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

②退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

③賞与引当金……………従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

④ポイント引当金……………ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の事業年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

⑤株主優待引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費・・・社債償還期間（5年）にわたり均等償却しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更等

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

4. 貸借対照表に関する注記

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 477,678千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| 短期金銭債権                 | 46,036千円  |
| 長期金銭債権                 | 33,000千円  |
| 短期金銭債務                 | 12,955千円  |
| 長期金銭債務                 | 1,000千円   |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

        売上高 46,474千円

        仕入高 164,130千円

    営業取引以外の取引による取引高 41,499千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

    普通株式 99,200株

## 7. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)  
(2019年3月31日現在)

|                       |    |          |
|-----------------------|----|----------|
| 繰延税金資産                |    |          |
| 税務上の繰越欠損金             |    | 12,464   |
| ポイント引当金               |    | 10,384   |
| 賞与引当金                 |    | 4,279    |
| 未払事業税                 |    | 1,479    |
| 減価償却費                 |    | 1,656    |
| 貸倒引当金                 |    | 86,592   |
| 資産除去債務                |    | 13,180   |
| 退職給付引当金               |    | 36,863   |
| 未払金                   |    | 4,739    |
| その他                   |    | 17,422   |
| 繰延税金資産                | 小計 | 189,063  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    |    | △8,494   |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 |    | △147,262 |
| 評価性引当額                | 小計 | △155,756 |
| 繰延税金資産                | 合計 | 33,306   |
| 繰延税金負債                |    |          |
| 固定資産（資産除去債務）          |    | △5,517   |
| 繰延税金負債                | 合計 | △5,517   |
| 繰延税金資産の純額             |    | 27,789   |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の名称          | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額    | 科目            | 期末残高   |
|-----|-----------------|--------------------|---------------|-------|---------|---------------|--------|
| 子会社 | スクエアツウ・ジャパン株式会社 | 所有<br>直接<br>100%   | 役員の兼務         |       |         |               |        |
|     |                 |                    | 商品の販売         | 売上高   | 46,474  | 売掛金           | 1,606  |
|     |                 |                    | 商品の仕入         | 仕入高   | 164,130 | 買掛金           | 11,283 |
|     |                 |                    | 資金の貸付         | 支払手数料 | 50      |               |        |
|     |                 |                    | 業務の受託         | 利息の受取 | 679     | 短期貸付金         | 17,000 |
|     |                 |                    |               |       |         | 長期貸付金         | 4,000  |
|     |                 |                    |               |       |         | 未収入金          | 27,320 |
| 子会社 | 株式会社CSIサポート     | 所有<br>直接<br>100%   | 役員の兼務         |       |         |               |        |
|     |                 |                    | 資金の貸付         | 利息の受取 | 582     | 長期貸付金<br>(注3) | 29,000 |

(注) 1. 取引金額に関しては、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 貸付金の金利は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(2) 受取手数料は、諸条件を勘案して交渉の上決定しております。

(3) 販売価格及び仕入価格については、市場価格を参考にして決定しております。

(注) 3. 株式会社CSIサポートの長期貸付金に対し、貸倒懸念債権として全額を貸倒引当金として計上しております。

### (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類                      | 会社等の名称               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容    | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|-------------------------|----------------------|--------------------|---------------|----------|--------|----|------|
| 役員及びその近親者議決権を過半数を有する会社等 | 株式会社ボックスグループ<br>(注1) | なし                 | 役員の兼務         | 株主優待品の仕入 | 10,376 | —  | —    |

(注) 1. 当社の主要株主及び当社役員松田芳久が議決権の93.3%を直接保有しております。

(注) 2. 取引金額に関しては、消費税等を含めておりません。

(注) 3. 仕入価格については、市場価格を参考にして決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 111円47銭 |
| 1株当たり当期純損失 | 19円19銭  |

10. 重要な後発事象に関する注記

当社が取引金融機関との間で締結している借入契約には、財務制限条項が付されているものがあり、当事業年度末において、経常損益に関する財務制限条項に抵触しております。

しかしながら、2019年5月15日付で財務制限条項の解消を目的としたリファイナンス(借換)による期限前弁済を実行したことから、当該状況はすべて解消しております。

11. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

### 東 陽 監 査 法 人

|                        |       |           |
|------------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 恩 田 正 博 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 田 中 章 公 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 平 井 肇 ㊞   |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 ゴルフ・ドゥ

取締役会 御中

### 東 陽 監 査 法 人

|                        |       |           |
|------------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 恩 田 正 博 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 田 中 章 公 ㊞ |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 平 井 肇 ㊞   |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2018年4月1日から2019年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社ゴルフ・ドゥ 監査等委員会

監査等委員 小 澤 幸 乃 ㊟

監査等委員 志 村 孝 典 ㊟

監査等委員 安 野 憲 起 ㊟

(注) 監査等委員 志村孝典及び安野憲起は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会より、意見はございませんでした。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>株式の数 |
|-------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | いとう たつや<br>伊東 龍也<br>(1956年7月20日生) | 1995年12月 株式会社ボックスグループ 取締役<br>2000年4月 当社専務取締役<br>2003年11月 株式会社ゴルフ・ドゥ九州取締役<br>2005年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>2010年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社<br>代表取締役社長（現任）<br>2010年12月 The Golf Exchange Inc.<br>取締役（現任）<br>2013年4月 株式会社CSIポート<br>代表取締役社長（現任）<br>2015年4月 株式会社CURUCURU Reuse<br>（2017年4月1日付で株式会社<br>Open Upに社名変更し、2018年5月1<br>日付で解散）代表取締役社長<br>2016年10月 株式会社ナインルーツ代表取締役社長<br>（重要な兼職の状況）<br>スクエアツウ・ジャパン株式会社代表取締役社長<br>The Golf Exchange Inc. 取締役<br>株式会社CSIポート代表取締役社長 | 135,000株     |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2     | まつだ よしひさ<br>松田 芳久<br>(1958年8月21日生) | <p>1986年11月 有限会社ボックスグループ代表取締役</p> <p>1987年9月 有限会社プラスワン代表取締役</p> <p>1989年2月 有限会社ボックスグループを株式会社へ改組、代表取締役(現任)</p> <p>1996年9月 スタアインレク株式会社取締役</p> <p>2000年4月 有限会社プラスワンを株式会社ゴルドゥへ改組、代表取締役</p> <p>2005年4月 当社取締役会長(現任)</p> <p>2010年5月 スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役(現任)</p> <p>2015年10月 株式会社サワン代表取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社ボックスグループ代表取締役</p> <p>スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役</p> <p>株式会社サワン代表取締役</p> | 836,400株     |
| 3     | さくま いさお<br>佐久間 功<br>(1974年12月16日生) | <p>2000年6月 株式会社アサヒトレーディング入社</p> <p>2002年6月 当社入社</p> <p>2007年2月 当社直営事業本部長(現任)</p> <p>2013年4月 当社執行役員</p> <p>2016年6月 当社取締役(現任)</p> <p>スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>スクエアツウ・ジャパン株式会社取締役</p>                                                                                                                                                                         | 13,000株      |

- (注) 1. 当社は、松田芳久氏が代表取締役を務める株式会社ボックスグループとの間に物品購入に関する取引基本契約等を締結しておりますが、取締役会は当事業年度における取引の適正性・妥当性を確認しており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。
2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と同社の100%連結子会社である株式会社Open Upは、2018年5月1日付けでスクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。
4. 候補者である三氏は、2019年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権(第5回新株予約権)を、三氏合計で592個(59,200株)保有しております。本新株予約権につきましては、本第32期定時株主総会招集ご通知の事業報告 II. 会社の現況 2. 新株予約権等の状況をご参照ください。

## 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもちまして任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                              | 所有する<br>株式の数 |
|-------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1     | おざわ ゆきの<br>小澤 幸乃<br>(1955年4月25日生)  | 1986年11月 有限会社ボックスグループ 入社<br>1993年12月 株式会社ボックスグループ 取締役<br>2000年4月 当社取締役<br>2000年9月 当社常勤監査役<br>2015年6月 当社取締役 [監査等委員]<br>(現任) | 12,000株      |
| 2     | しむら たかのり<br>志村 孝典<br>(1959年2月19日生) | 1988年9月 株式会社水上三洋商会入社<br>2000年9月 当社社外監査役<br>2015年6月 当社社外取締役 [監査等委員]<br>(現任)                                                 | 7,800株       |
| 3     | やすのり きの<br>安野 憲起<br>(1949年4月28日生)  | 1990年8月 司法書士まめの木事務所開設、<br>代表 (現任)<br>2005年2月 当社社外監査役<br>2015年6月 当社社外取締役 [監査等委員]<br>(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>司法書士まめの木事務所代表 | 10,000株      |

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外取締役候補者であります。
3. 志村孝典氏及び安野憲起氏を監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び職務を適切に遂行できると当社が判断した理由について  
志村孝典氏につきましては、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、当社社外監査役及び監査等委員である社外取締役として長年の経験を通じて、当社への理解も深いことから、これを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、その職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。  
安野憲起氏につきましては、司法書士として、法務・財務に関する相当程度の知見を有しており、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、これを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、その職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
4. 小澤幸乃氏、志村孝典氏及び安野憲起氏との責任限定契約について  
当社は、小澤幸乃氏、志村孝典氏及び安野憲起氏と、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、三氏の再任が承認された場合は、三氏と当該契約を継続する予定であります。
5. 志村孝典氏及び安野憲起氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。なお、両氏は過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）でありました。
6. 当社は、志村孝典氏及び安野憲起氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 候補者である三氏は、2019年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第5回新株予約権）を、三氏合計で60個（6,000株）保有しております。本新株予約権につきましては、本第32期定時株主総会招集ご通知の事業報告 II. 会社の現況 2. 新株予約権等の状況をご参照ください。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                               | 所有する<br>株式の数 |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| えん とう けい こ<br>遠 藤 恵 子<br>(1965年7月24日生) | 2002年10月 司法書士遠藤事務所開設、代表（現任）<br>2007年5月 埼玉司法書士会理事<br>2015年5月 埼玉司法書士会綱紀調査委員（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>司法書士遠藤事務所代表<br>埼玉司法書士会綱紀調査委員 | 一株           |

- (注) 1. 候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 遠藤恵子氏は補欠の社外取締役候補者であります。
3. 遠藤恵子氏を補欠の社外取締役候補者とする理由は、司法書士としての知見と経験を有し、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考え、補欠監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、その職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
4. 当社は、遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である東陽監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。つきましては、監査等委員会の決定に基づき、新たに監査法人和宏事務所を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が監査法人和宏事務所を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性、専門性及び監査の品質等を総合的に勘案し、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

|        |            |                       |
|--------|------------|-----------------------|
| 名称     | 監査法人和宏事務所  |                       |
| 事務所所在地 | 主たる事務所     | 東京都千代田区神田北乗物町7番地 KSビル |
|        | その他の事務所    | 大阪事務所                 |
| 沿革     | 1979年2月 設立 |                       |
| 概要     | 統括代表社員     | 大嶋 豊                  |
|        | 代表社員・社員    | 6名                    |
|        | 関与会社       | 14社 (2019年3月31日現在)    |

(注) 監査法人和宏事務所が選任された場合、当社は同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

**第5号議案** 当社及び当社子会社の従業員に対して特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払い込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権割当の対象者

当社及び当社子会社の従業員

3. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

(2) 新株予約権の数の上限

500個を上限とします。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式100株とします。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、その金額が新株予約権割当日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
2022年7月1日から2027年6月30日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。
  - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年退職した場合はこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
  - ②新株予約権の相続はこれを認めないものとします。
  - ③その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。
- (8) 新株予約権の取得事由及び条件
- ①当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。
  - ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

(12) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、別途開催される当社取締役会の決議において、その他の新株予約権募集事項と併せて定めるものとします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会 場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番

ラフレさいたま 4F 櫛（けやき）

TEL：048-601-1111（代表）



J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車 徒歩約10分

J R 埼京線「北与野駅」下車 徒歩約15分

※東北・北海道・山形・秋田・上越・北陸新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。